

令和8年度 町勢要覧作成委託業務 公募型プロポーザル実施要領

まんのう町（以下「町」という。）は、「令和8年度 町勢要覧作成委託業務」の受託候補者を選定するにあたり、公募型プロポーザル方式により企画提案を募集する。本業務の実施にあたっては、価格のみによる競争ではなく、創造力・技術力・経験・実績等を総合的に評価し、最も適切な事業者を選定するものとする。

1. 業務概要

項目	内容
業務名	令和8年度 町勢要覧作成業務
目的	まんのう町合併20周年を記念し、本町の自然・歴史・文化・施策等をビジュアル的にわかりやすく紹介する町勢要覧を作成し、町内外に本町の魅力を広く発信する
委託期間	契約締結日から令和9年3月31日まで
提案上限金額	3,740,000円（消費税及び地方消費税を含む）
業務内容	別紙「仕様書」のとおり
担当課	まんのう町役場 企画政策課

2. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 法人格を有する事業者であること。
- (2) 香川県内に本社・本店または支店・営業所を有すること。
- (3) 令和2年度以降に、地方公共団体が発行する町勢要覧・市勢要覧・広報誌等の刊行物作成業務の受託実績を有すること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 民事再生法・会社更生法に基づく再生・更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為を行っていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員、またはこれに準ずる者でないこと。
- (8) 受託前後を問わず、町と緊密な連絡調整が可能であり、打ち合わせ等に出席できること。

3. スケジュール（予定）

日程	内容
令和8年 7月10日（金）	実施要領・仕様書の公開、参加受付開始
令和8年 7月22日（水）	質問書の提出期限
令和8年 7月27日（月）	質問に対する回答（町ホームページ掲載）
令和8年 7月31日（金）	参加申込書の提出期限
令和8年 8月19日（水）	企画提案書等の提出期限
令和8年 8月下旬	審査・プレゼンテーション（日時は別途通知）
令和8年 9月上旬	選定結果の通知
令和8年 9月中旬	契約締結
令和9年 3月31日（水）	納品期限・委託期間終了

※ 上記スケジュールは変更となる場合がある。変更が生じた場合は、参加申込者に速やかに通知する。

4. 質問の受付

- (1) 本実施要領及び仕様書に関する質問は、所定の様式（様式第1号）により、電子メールにて提出すること。
- (2) 提出先：まんのう町役場 企画政策課
- (3) 質問に対する回答は、令和8年7月27日（月）までに町ホームページに掲載する。
- (4) 質問期限以降の個別質問には応じない。

5. 提出書類

参加申込者は、次の書類を提出すること。なお、提出された書類は返却しない。

(1) 参加申込時に提出する書類

書類名	様式	部数
参加申込書	様式第2号	1部
会社概要書	様式第3号	1部
業務実績調書	様式第4号	1部
香川県内事業所確認書類（登記簿謄本等）	—	1部

(2) 企画提案時に提出する書類

書類名	様式	部数
企画提案書	様式第5号	5部
業務実施体制書	様式第6号	5部
見積書	任意様式	1部（封入・封緘）

6. 企画提案書の記載内容

企画提案書には、次の事項を記載すること。

- (1) 業務の理解と基本方針
- (2) 町勢要覧のコンセプト・デザイン案（カラーイメージ・レイアウト案等を含む）
- (3) 業務実施スケジュール（工程表）
- (4) 撮影計画（航空写真・地上撮影の計画を含む）
- (5) 本業務における独自の提案・工夫点
- (6) その他、本業務の実施にあたり特筆すべき事項

7. 提出方法・提出先

- (1) 参加申込書類は、電子メールまたは持参により提出すること。
- (2) 企画提案書等は、持参または郵送（書留郵便）により提出すること。
- (3) 提出先：まんのう町役場 企画政策課
〒766-8503 香川県仲多度郡まんのう町吉野下 430 番地
- (4) 提出期限までに到着したものに限り受け付ける。

8. 審査方法

(1) 審査の流れ

第1次審査（書類審査）

提出された企画提案書等の内容を審査委員会にて審査する。参加者が4者を超えた場合は、第1次審査により上位4者以内を選定し、第2次審査へ進む。

第2次審査（プレゼンテーション審査）

第1次審査を通過した者（参加者が4者以内の場合は全者）を対象に、プレゼンテーションによる審査を行う。

発表時間：15分以内

質疑応答：10分程度

日時・場所：別途通知

(2) 審査委員会

審査は、まんのう町が設置する審査委員会が行う。

9. 評価基準

審査は、次の評価項目に基づき採点し、総合得点の最も高い者を優先交渉権者として選定する。

評価項目	評価の視点	配点
業務理解度	本業務の目的・コンセプトを正確に理解しているか	20点
企画・デザイン提案	コンセプトの独自性・創造性・魅力があるか	30点
業務実施体制	適切な体制・人員配置がなされているか	15点
業務実績	同種・類似業務の実績が豊富であるか	15点
実施スケジュール	納期までの工程が現実的かつ適切であるか	10点
見積金額の妥当性	業務内容に対して費用が適切であるか	10点
合計		100点

10. 優先交渉権者の選定及び契約

- (1) 審査の結果、総合得点が最も高い者を優先交渉権者として選定し、文書により通知する。
- (2) 優先交渉権者と協議・交渉の上、契約を締結する。
- (3) 協議が整わない場合は、次点者と交渉を行う場合がある。
- (4) 選定結果は、参加者全員に通知するとともに、町ホームページに掲載する。

11. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて書類が提出された場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為が認められた場合。
- (4) 参加資格の要件を満たさないことが判明した場合。
- (5) その他、町が失格と判断した場合。
- (6) 見積金額が提案上限金額（3,740,000円）を超えていた場合。

12. 留意事項

- (1) プロポーザルへの参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、選定目的以外には使用しない。また、返却しない。
- (3) 提出書類の内容は、選定後の協議において変更となる場合がある。
- (4) 参加者が1者のみの場合も審査を行い、評価基準を満たした場合は選定する。

(5) 本プロポーザルは、予算の議決が得られない場合等、やむを得ない事情が生じた場合は中止することがある。

(6) 本実施要領に定めのない事項については、町と参加者が協議の上決定する。

13. 個人情報の取り扱い

提出書類に含まれる個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号)に基づき適切に管理し、本選定業務以外の目的には使用しない。

14. 問い合わせ先

項目	内容
担当	まんのう町役場 企画政策課
住所	〒766-8503 香川県仲多度郡まんのう町吉野下 430 番地
受付時間	平日 8 時 30 分～17 時 15 分
メールアドレス	kikaku@town.manno.lg.jp

以上